

青森県後期高齢者医療広域連合告示第7号

青森県後期高齢者医療広域連合平成19年度一般会計予算について、地方自治法第292条において準用する同法第219条第2項の規定により公表する。

平成19年3月30日

青森県後期高齢者医療広域連合長 佐々木 誠



平成19年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

平成19年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ368,463千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第292条において準用する同法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 総務費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		金 額
款	項	千円
1	分担金及び負担金	368,439
1	負 担 金	368,439
2	繰 越 金	1
1	繰 越 金	1
3	諸 収 入	23
1	預 金 利 子	1
2	雑 入	22
	歳 入 合 計	368,463
歳 出		金 額
款	項	千円
1	議 会 費	2,406
1	議 会 費	2,406
2	総 務 費	361,057
1	総務管理費	360,577
2	選挙費	93
3	監査委員費	387
3	予 備 費	5,000
1	予 備 費	5,000
	歳 出 合 計	368,463